

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案 三段表

(傍線部分は改正部分、網掛けゴシック部分は修正部分)

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号) 抄 (第一条関係)

修正後	改正後	改正前
<p>(承認の取消し)</p> <p>第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)</p> <p>第十一条 農地中間管理機構が第七条各号</p>	<p>(承認の取消し)</p> <p>第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第八条第一項</u>の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第二十九条第一項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)</p> <p>第十一条 農地中間管理機構が第七条各号</p>	<p>(承認の取消し)</p> <p>第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第七条第一項</u>の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>農地保有合理化法人が前条の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二條第一項及び第二項、**第二十七條第一項並びに第三十條第一項**の規定の適用については、同法第十三条、第二十二條第一項及び第二項並びに**第三十條第一項**中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六條中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法**第二十七條第一項**中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

(事務の区分)

第三十四條 第五條第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六條第五項、第八條

に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二條第一項及び第二項、**第二十六條第一項並びに第二十九條第一項**の規定の適用については、同法第十三条、第二十二條第一項及び第二項並びに**第二十九條第一項**中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六條中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法**第二十六條第一項**中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

(事務の区分)

第三十四條 第五條第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六條第五項、第八條

(事務の区分)

第三十七條 第五條第一項及び第四項から第六項まで、第六條第五項、第七條第一項

第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条及び**第三十条第一項**の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条及び**第二十九条第一項**の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛けゴシック部分は修正部分）

修正後		改正後		改正前	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法律	事務	法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第五項、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされ

(略)	
(略)	<p>業の推進に関する法律 第十三条及び第三十条 第一項の規定により都 道府県が処理すること とされている事務</p>
(略)	
(略)	<p>業の推進に関する法律 第十三条及び第二十九 条第一項の規定により 都道府県が処理するこ ととされている事務</p>
(略)	
(略)	<p>ている事務</p>